明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（農林水産・経済産業・国土交通二）　一
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務二六四）　二
○個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインを廃止する件（厚生労働・経済産業一）　三
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（農林水産八八八）　五
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（農林水産・経済産業・国土交通一）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四六八、四六九）　六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境四八、四九）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一五九、一六〇）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局一一〇）　八
〔国会事項〕
内閣　一〇
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
対馬海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書の公表について（農林水産省）　一〇
大隅海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書の公表について（同）　一〇
隠岐海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書の公表について（同）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
勝瓜口土地改良区役員の退任及び就任関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、復権、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一二
会社その他

省　令

農林水産省
経済産業省
国土交通省令第二号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第一項の規定に基づき、木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十三日

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省国土交通省令第一号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（確認に関する事項）

第二条　木材関連事業者は、取り扱う木材等の原材料（規則第二条第一号に掲げる物品にあってはその部材の原材料に限り、同条第四号に掲げる物品にあってはその基材の原材料に限る。以下同じ。）となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」という。）を、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

一　第一種木材関連事業のうち、規則第一条第一号イ、ハ又はニに掲げるもの　樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対し、次に掲げる書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出させ、法第四条第二項の情報（以下「法令等情報」という。）、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他必要な情報を踏まえ、これらの書類の内容を確認すること。